

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月20日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野 隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「Sアジア資源債」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。

なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位または1口以上1口単位として販売会社が定める単位とします。

（７）【申込期間】

2014年5月21日から2015年5月20日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合わせください。）までに取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、上記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」(販売会社により異なる名称のものを含みます。)及び当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」及び当ファンドの「取得申込書」等(販売会社により異なる名称のものを含みます。)にご記入のうえ、ご提出ください。取得申込に係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払いください。

当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、販売会社にダイワSMA口座を開設した者に限るものとし、販売会社とダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。販売会社の営業日の午前12時までに受付けた取得及び解約のお申込み(当該各申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、取得及び解約のお申込日がインデックス休業日の場合、ならびに取得及び解約のお申込日の翌営業日がシンガポールの銀行休業日の場合は取得及び解約のお申込みができません。インデックス休業日はニューヨーク、ロンドン、シンガポール、サンパウロ、シドニー、香港、東京の銀行の休業日とします。

取得申込金額に利息は付きません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下「パフォーマンス連動債」といいます。）や外国のソブリン債券等を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

500億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	あり	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	なし	TOPIX
不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			その他 (アジア・資源国 債券指数)

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル(日本を含まない)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

その他の指数...日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。

当ファンドの対象インデックス：アジア・資源国債券指数

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1. 成長著しいアジア諸国と資源諸国のソブリン債券^(注1)及び準ソブリン債券のパフォーマンスを追求することにより、高水準かつ安定した収益の確保及び投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います^(注2)。

(注1)各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。一般に世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券まで含まれますが、信用力等で同等とみなされる発行体を準ソブリン債券としております。

(注2)実際には、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債への投資を通じて運用を行います。

2. 主に、アジア諸国や資源国の各国通貨建債券により実質的に構成されるアジア・資源国債券指数に連動するパフォーマンス連動債を活用します。パフォーマンス連動債の組入比率は、高位を保つことを原則とします。ただし、委託会社の判断により、外国のソブリン債券等に直接投資をする場合もあります。

3. 当ファンドは原則として為替ヘッジは行いません。また、パフォーマンス連動債が連動する債券指数は現地通貨建て債券のパフォーマンスに連動しますので、為替変動の影響を受けます。

※当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。

※当ファンドのお買付けのお申込みを行う投資者は、販売会社とダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。

当ファンドの3つのポイント

アジア&資源国債券ファンド(ダイワSMA専用)

①アジア債券・資源国債券の高い利回り	②債券指数と連動債を利用した効率的な運用	③経済成長に伴う通貨上昇期待
米国債や先進国の国債と比較し、相対的に高い金利のアジア諸国・資源国の現地通貨建てソブリン債券のリターンを目指すことで、比較的高水準の金利収入が期待されます。	主な投資対象を債券指数への連動債とすることで、運用にかかるコストや手間を抑え、十分な流動性の確保を実現しています。	主要投資対象である連動債はアジア諸国や資源国の現地通貨建て債券の指数に連動しています。最終投資先通貨と円の為替変動の影響を受けます。

パフォーマンス連動債について

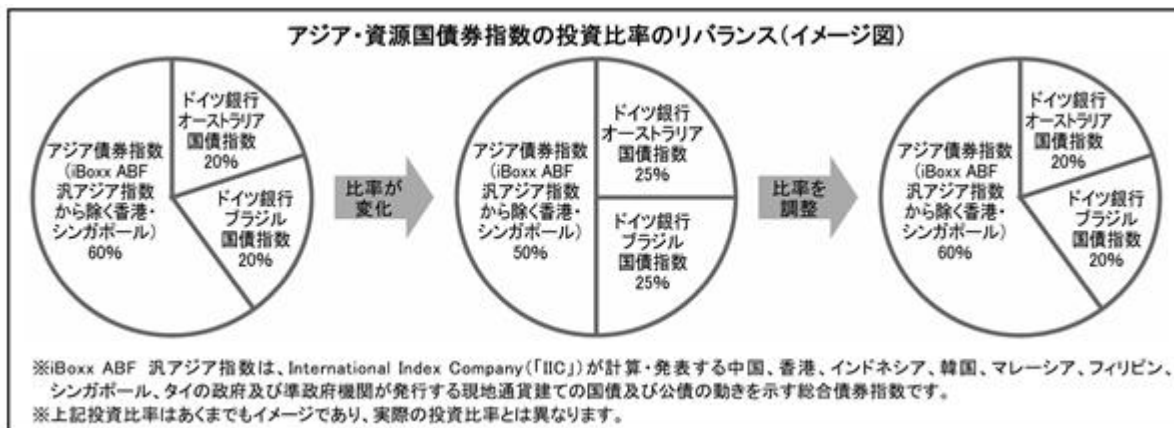
連動債と債券指数を利用した効率的な運用

当ファンドは主要投資対象である債券指数連動債を保有することで運用を行います。

個別の外国債券をファンドに組入れる代わりに、連動債を組入れるメリットとしては、運用にかかるコストを抑え、十分な流動性を確保できることなどが挙げられます。また、債券指数を利用するメリットは、ベンチマークに対してのトラッキングエラーを減らし、低コストでスムーズな運用を実現できることなどが挙げられます。

なお、アジア・資源国債券指数は、当初60%の割合でアジア債券指数（iBoxx ABF 汎アジア指数をベースに香港とシンガポールの指数部分のパフォーマンスを調整した債券指数）のパフォーマンスをトラック、20%の割合でオーストラリア国債指数のパフォーマンスをトラック、20%の割合でブラジル国債指数のパフォーマンスをトラックするように投資配分されます。投資比率のリバランスは、定期的実施されます。

アジア・資源国債券指数の投資比率のリバランス(イメージ図)

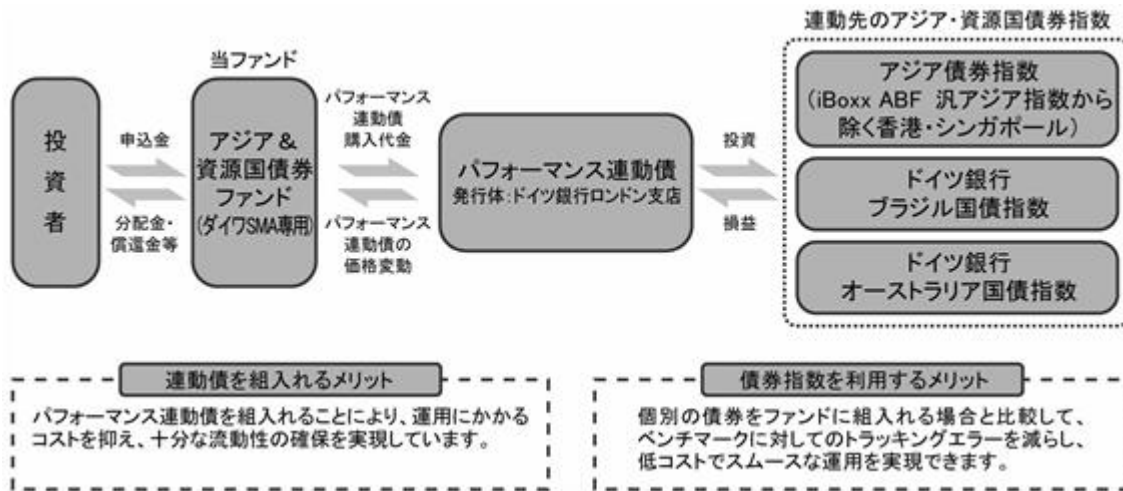


当ファンドの仕組み

当ファンドが主要投資対象とするドイツ銀行発行のユーロ円債（パフォーマンス連動債）は、アジア債券指数¹とブラジル国債指数²、オーストラリア国債指数²から構成されるアジア・資源国債券指数のパフォーマンスを捉えることを目指します。

1 当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の連動先であるアジア・資源国債券指数の構成要素のアジア債券指数は、iBoxx ABF 汎アジア指数をベースに、香港とシンガポールの指数部分のパフォーマンスを調整した債券指数です。

- 2 当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の連動先であるアジア・資源国債券指数の構成要素のブラジル及びオーストラリアの債券指数は、ドイツ銀行ブラジル国債指数及びドイツ銀行オーストラリア国債指数です。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

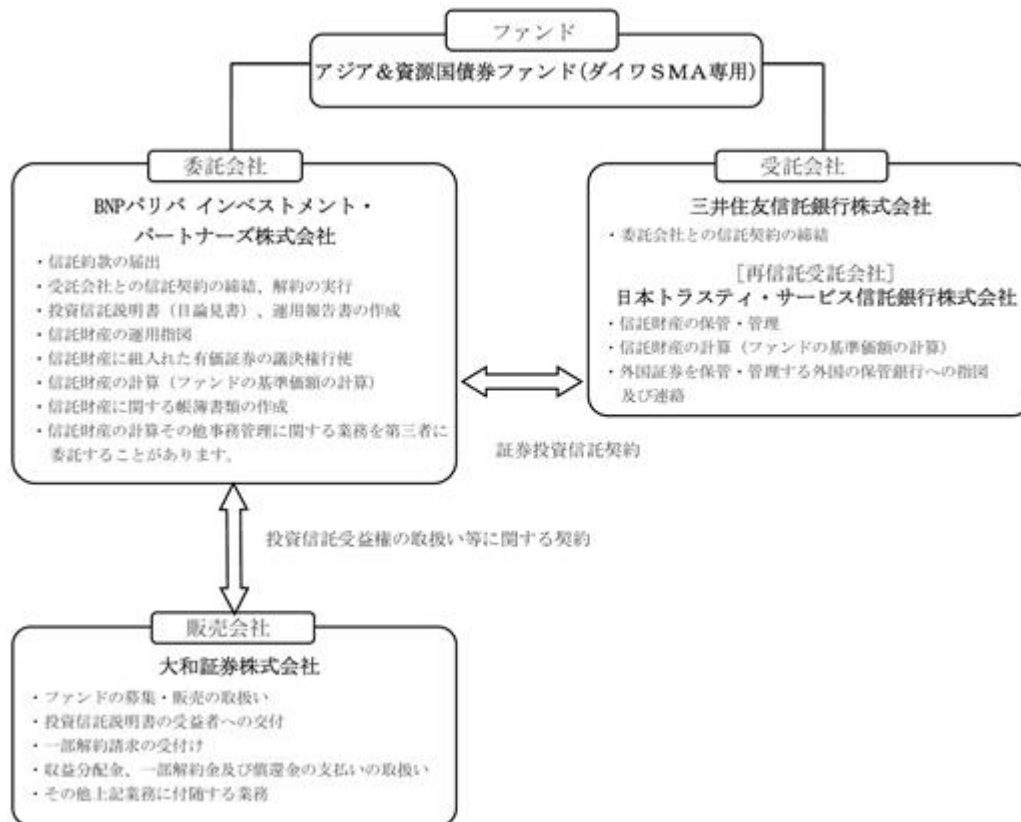
- 2010年1月14日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
- 2010年3月5日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
- 2010年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 大和証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約請求の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2014年3月末現在）

資本金 1億円

沿革	1998年11月9日	会社設立
	1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
	1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
	2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
	2000年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
	2000年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
	2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	19,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、特定のユーロ円債や外国のソブリン債券等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 投資態度

主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、アジア等の新興国や資源国の各国通貨建債券のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。ただし、委託会社の判断により、外国のソブリン債券等に直接投資をする場合もあります。投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b. 委託会社は、信託金を主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書及び9ならびに13の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び9ならびに13の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの及び11に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、10の証券及び11の証券（投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・運用部門及びトレーディング部門（8名）
運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（9名）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（8名）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（6名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は2014年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（2014年3月末現在）

BNPパリバグループ
 BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界75ヶ国におよそ18万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸諸国やトルコ、東欧においても総合的なリテール業務を展開するとともに、米国西海岸においても強大な拠点網を有します。欧州で主導的地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、北南米及びアジアにおいても着実に拡大を続けています。
 日本国内においても約700名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。700人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

毎計算期末（毎年2月20日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による主な投資制限 >

外貨建資産への投資割合に制限はありません。

同一銘柄の債券に純資産総額の50%を超えて投資することができます。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は信託約款第22条の範囲内で行います。

スワップ取引は、信託約款第23条の範囲内で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は信託約款第24条の範囲内で行います。

< 投資する株式等の範囲 >

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

上記 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

< 同一銘柄の株式等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

< 同一銘柄の転換社債等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分5を超えることとなる投資の指図をしません。

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入指定金銭信託の受益証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金及び償還金等ならびに信託約款第16条第2項1から4に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、 から で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ から で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに信託約款第16条第2項1から4に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金及び償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債及び組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ から で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。上記 から において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。上記 から において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金

額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

< 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限 >

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

< 外国為替予約取引の指図及び範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記 項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記 項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 有価証券の貸付の指図及び範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の1から2の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記 項1から2に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令による投資制限 >

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

< 基準価額の変動要因 >

当ファンドは、主として特定のパフォーマンス連動債や外国のソブリン債券等に投資しますので、連動する債券指数の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、連動する債券指数の下落等により価格が下落するリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

信用リスク

当ファンドが組入れたパフォーマンス連動債の発行体や、当該パフォーマンス連動債が連動する債券指数を構成する債券の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。当ファンドは、原則として為替ヘッジは行いません。

流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、当該債券の残存期間中における追加・一部もしくは全部の売却に対して、当該債券の値付業者が取引相手となり、売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。しかしながら、市場を取り巻く環境の急変があった場合、または急激・多量の売買により市場が大きく影響を受けた場合等に、当該債券の値付業者が、上記のような対応ができなくなることがあります。

カントリーリスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債が連動する債券指数を構成する投資対象国はアジア諸国、資源諸国となり新興国が含まれます。新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が金融・証券市場や外国為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。またソブリン債券等へ直接投資を行った場合における投資対象国・地域においても、政治・経済情勢の変化により金融・証券市場や外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が予想外に下落する可能性があります。

市場参加者リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

特定の債券への銘柄集中

当ファンドは、パフォーマンス連動債を組入れますので、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドとパフォーマンス連動債及び参照指数との連動性

当ファンドにおけるパフォーマンス連動債の組入比率が100%でなく、一部資金を短期金融商品で運用すること、当ファンドへの資金流入とパフォーマンス連動債の売買のタイミングのずれ、売買コストや信託報酬等を当ファンドが負担することなどにより、当ファンドの基準価額の値動きと参照指数やパフォーマンス連動債の値動きは一致するものではなく、乖離が生じる場合があります。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況

変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< FATCA リスクファクター >

外国口座税務コンプライアンス法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）により、FATCAの要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い < FATCAの開示 > 外国口座税務コンプライアンス法」の部分をご参照ください。

外国口座税務コンプライアンス法による報告により、投資家の当投資信託の保有について開示しなければならない場合があります。

日米間の合意により、当投資信託の保有者の情報を集めて、アメリカの内国歳入庁（「IRS」）へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「配分方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス・パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は2014年3月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時のお申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。

なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.594%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。

信託報酬及び信託報酬に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.378%（税抜0.35%）	年率0.162%（税抜0.15%）	年率0.054%（税抜0.05%）

また当ファンドの投資対象であるユーロ円債の時価に対して年率0.75%のインデックス管理コストがかかります。（2014年3月末現在）

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の間接的な費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託事務の処理に要する諸費用
信託財産に係るその他の諸費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 外国における資産の保管等に要する費用 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税等相当額

委託会社は、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、法定書類等の費用及び当該費用にかかる消費税等相当額を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産より受領することができます。ただし、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。当該諸費用は信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります(2014年3月末現在)。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金(普通分配金)に対する源泉徴収税率は、原則20%(所得税15%、地方税5%)となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%(所得税15.315%、地方税5%)	20%(所得税15%、地方税5%)

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座(特定口座)をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます(確定申告不要)。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額を控除した差益(譲渡益)に、20%(所得税15%、地方税5%)の申告分離課税が適用されます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%(所得税15.315%、地方税5%)	20%(所得税15%、地方税5%)

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。)と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座(特定口座)をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます(確定申告不要)。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金(普通分配金)に対する源泉徴収税率は、原則15%(所得税)となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%(所得税)	15%(所得税)

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%(所得税)となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%(所得税)	15%(所得税)

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< FATCAの開示 >

外国口座税務コンプライアンス法

1986年アメリカ内国歳入法第1471条から第1474条（「FATCA」）は、新しい報告体制を課し、米国外の金融機関（「外国金融機関」又はFATCAに規定する「FFI」）が受け、又は行う、特定の支払いに対して30%の源泉徴収がされる場合があります。当投資信託はFFIに分類されます。

米国と日本の間には、FATCAに関して政府間合意（「IGA」）が発効しています。このIGAによって、当投資信託は、その受ける支払いからFATCAによる源泉徴収を受けないことが期待されます。さらに、当投資信託はその行う支払から、源泉徴収を行う必要がないことも期待されます。IGAのもとにおいても、米国内国歳入庁へ保有者の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

IRSサーキュラー230の遵守を確保するため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される米国連邦所得税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成26年3月末現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ドイツ	345,092,000	96.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,487,323	3.49
合計（純資産総額）		357,579,323	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（2）【投資資産】（平成26年3月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

国/ 地域	種類	銘柄名	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
ドイツ	社債券	1-Year JPY denominated Index Linked Note	253,000	131.67 333,125,460	136.40 345,092,000	96.51

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	96.51

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年3月末から平成26年3月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成23年2月21日）	4,502	4,502	10,167	10,167
第2期	（平成24年2月20日）	2,227	2,227	10,696	10,696
第3期	（平成25年2月20日）	2,714	2,714	12,615	12,615
第4期	（平成26年2月20日）	374	374	12,243	12,243
	平成25年3月末日	2,576	-	12,687	-
	平成25年4月末日	2,064	-	13,388	-
	平成25年5月末日	1,658	-	13,252	-
	平成25年6月末日	1,008	-	12,348	-
	平成25年7月末日	953	-	12,180	-
	平成25年8月末日	850	-	11,833	-
	平成25年9月末日	772	-	12,119	-
	平成25年10月末日	778	-	12,493	-
	平成25年11月末日	715	-	12,434	-
	平成25年12月末日	380	-	12,563	-
	平成26年1月末日	375	-	12,073	-
	平成26年2月末日	350	-	12,337	-
	平成26年3月末日	357	-	12,659	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
--	---------------

第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成23年2月21日）	1.7
第2期	（平成24年2月20日）	5.2
第3期	（平成25年2月20日）	17.9
第4期	（平成26年2月20日）	2.9

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

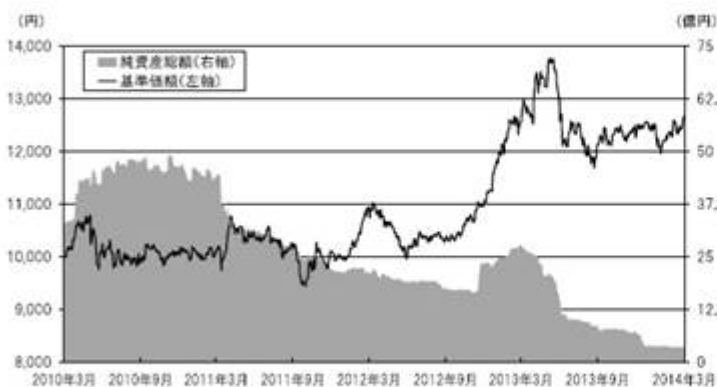
(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成22年3月5日)から第4期末(平成26年2月20日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	6,150,256,176	1,722,211,925
第2期	289,035,686	2,634,761,508
第3期	1,148,316,994	1,078,845,620
第4期	217,010,189	2,063,005,807

<参考情報> 運用実績（2014年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	12,659 円
純資産総額	3.5 億円

※基準価額は1万口当たり

分配の推移

2011年2月	0 円
2012年2月	0 円
2013年2月	0 円
2014年2月	0 円
設定来累計	0 円

※1万口当たり(税引前)

主要な資産の状況

■投資状況

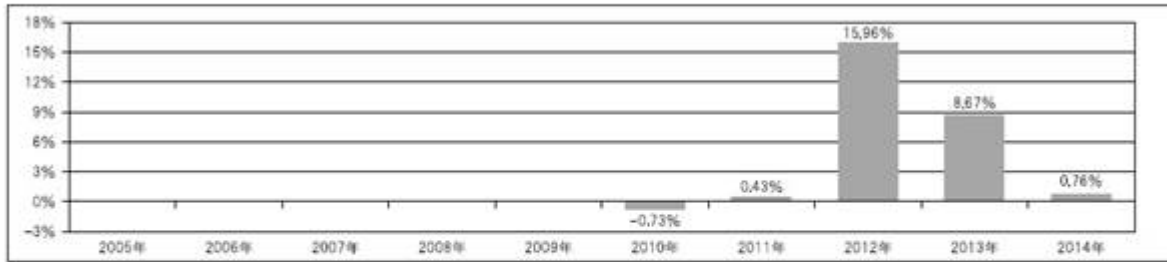
資産の種類	国名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	96.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.49
合計		100.00

■組入銘柄

国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
ドイツ	社債券	1-Year JPY denominated Index Linked Note	96.51

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日（2010年3月5日）から年末までの収益率、2014年は年初から3月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*最新の運用実績は、販売会社へお問い合わせください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午前12時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午前12時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、申込日がインデックス休業日（ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、サンパウロ、シドニー、香港、東京の銀行の休業日とします。以下同じ。）の場合ならびに申込日の翌営業日がシンガポールの銀行休業日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位は、最低単位を1円以上1円単位または1口以上1口単位として販売会社が定める単位とします。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額です。

申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。

申込手数料を徴収している販売会社はありません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

委託会社は、換金の実行の請求を受付けた場合には、当ファンドの一部を解約します。なお、換金の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって換金の実行の請求をすることができます。

換金のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午前12時時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分として取扱います。なお、午前12時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、申込日がインデックス休業日の場合ならびに申込日の翌営業日がシンガポールの銀行休業日の場合には、お申込みの受付は行いません。

解約価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、解約価額についてのお問い合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問い合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して、6営業日目から販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の実行の請求の受付を中止することができます。

の規定により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します。²

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「Sアジ資源債」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は設定日（2010年3月5日）から2020年2月20日までです。ただし、償還日が休業日の場合は翌営業日とします。また、(5)その他()ファンドの償還条件に該当した場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。当ファンドの第1計算期間は当ファンド締結日から2011年2月21日までとし、最終計算期間の終了日は2020年2月20日までとします。

(5)【その他】

()ファンドの償還条件

委託会社は、信託期間中において、当ファンドの主要投資対象のユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、債務不履行となった場合等において委託会社の判断により当該ユーロ円債をすべて途中売却した場合は当ファンドを解約し、信託を終了させます。また以下の1から3に該当した場合には当ファンドを解約し、信託を終了することができます。

1. 当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合

2. 当ファンドの一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合

3. その他やむを得ない事情が発生した場合

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

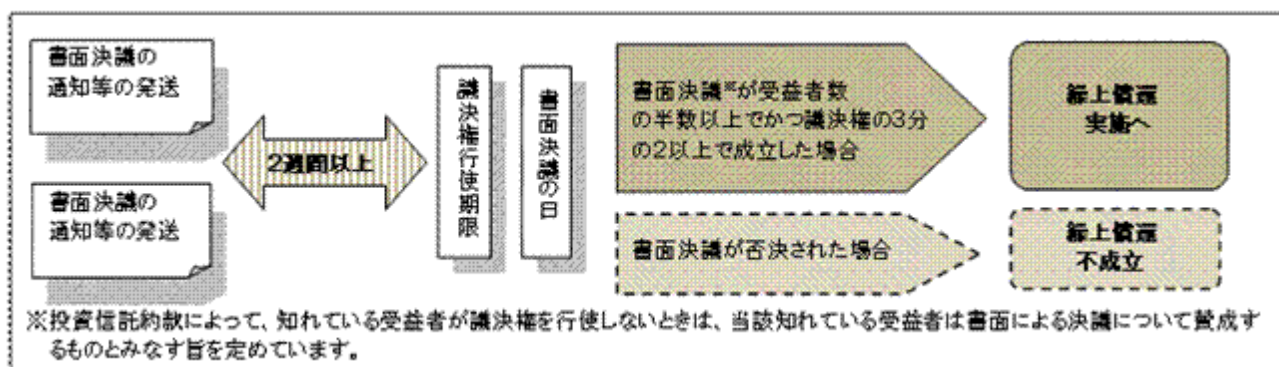
委託会社は、上記 項の1から3について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに当ファンドの解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記 項の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 項から 項までの規定は、委託会社が当ファンドの解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、当ファンドの主要投資対象のユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、債務不履行となった場合等において委託会社の判断により当該ユーロ円債をすべて途中売却した場合における信託の終了及び信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 項から 項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

<上記の信託を終了（繰上償還）させる場合の手続き>



() 信託契約に関する監督官庁の命令等

委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、()の規定にしたがいます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し、信託を終了させます。前述の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、() 項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、()の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

() 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は()に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記 項の事項（上記 項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を

行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記 項の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

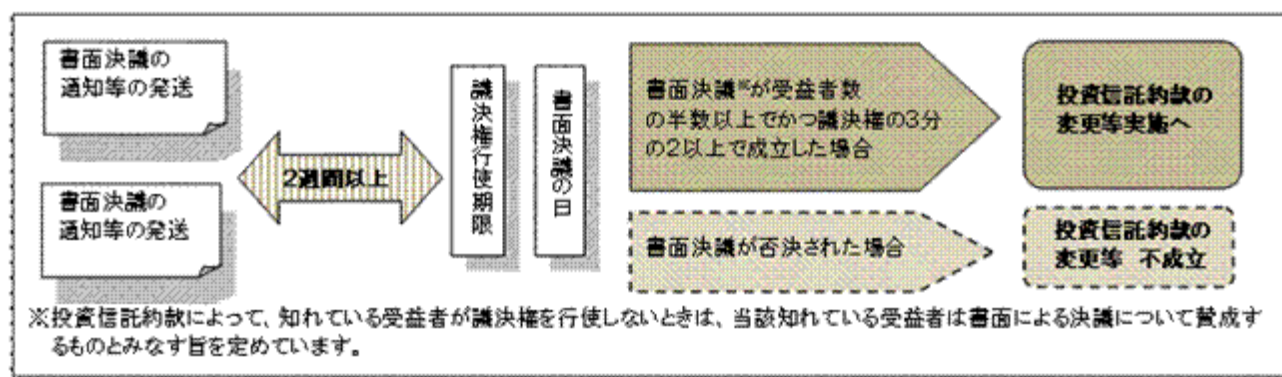
上記 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 項から 項の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 項から 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 上記の投資信託約款の変更が重要なものである場合の手続き >



() 反対者の買取請求権

() に規定する当ファンドの解約または () に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、() 項または () 項に規定する書面に付記します。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

() 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

() 関係法人との契約の更改に関する事項

販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

4【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成25年2月21日から平成26年2月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成25年2月20日現在)	第4期 (平成26年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	120,120,752	17,690,662
社債券	2,647,846,440	359,470,020
未収利息	164	19
流動資産合計	2,767,967,356	377,160,701
資産合計	2,767,967,356	377,160,701
負債の部		
流動負債		
未払金	40,626,000	-
未払解約金	5,744,452	-
未払受託者報酬	541,754	166,841
未払委託者報酬	5,417,523	1,668,299
その他未払費用	1,260,000	941,157
流動負債合計	53,589,729	2,776,297
負債合計	53,589,729	2,776,297
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,151,789,803	1, 2 305,794,185
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	562,587,824	68,590,219
(分配準備積立金)	431,399,577	48,138,146
元本等合計	2,714,377,627	374,384,404
純資産合計	2,714,377,627	374,384,404
負債純資産合計	2,767,967,356	377,160,701

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日	第 4 期 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日
営業収益		
受取利息	27,541	14,968
有価証券売買等損益	380,052,040	38,866,330
その他収益	752,066	541,841
営業収益合計	380,831,647	39,423,139
営業費用		
受託者報酬	1,060,524	634,327
委託者報酬	10,605,175	6,343,138
その他費用	1,362,017	1,058,738
営業費用合計	13,027,716	8,036,203
営業利益又は営業損失 ()	367,803,931	31,386,936
経常利益又は経常損失 ()	367,803,931	31,386,936
当期純利益又は当期純損失 ()	367,803,931	31,386,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	3,748,306	41,538,534
期首剰余金又は期首欠損金 ()	144,970,702	562,587,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	131,411,372	54,037,837
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	131,411,372	54,037,837
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,849,875	537,883,844
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,849,875	537,883,844
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金 ()	562,587,824	68,590,219

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (平成25年2月20日現在)	第4期 (平成26年2月20日現在)
1 期首元本額 2,082,318,429円	1 期首元本額 2,151,789,803円
期中追加設定元本額 1,148,316,994円	期中追加設定元本額 217,010,189円
期中解約元本額 1,078,845,620円	期中解約元本額 2,063,005,807円
2 計算期間末における受益権の総数 2,151,789,803口	2 計算期間末における受益権の総数 305,794,185口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日
<p>1 分配金の計算過程 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（696,528円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（363,359,097円）、信託約款に規定される収益調整金（131,188,247円）及び分配準備積立金（67,343,952円）より分配対象収益は562,587,824円（1万口当たり2,614.48円）であります。分配方針により当期は分配を行っておりません。</p>
第4期 自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日
1 分配金の計算過程

（自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(21,426,697円)及び分配準備積立金(48,138,146円)より分配対象収益は69,564,843円(1万口当たり2,274.89円)ですが、配分方針により当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、特定の債券への銘柄集中によるリスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (平成25年2月20日現在)	第4期 (平成26年2月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券 同左

	(2) デリバティブ取引 _____	(2) デリバティブ取引 _____
	(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務については、短期 間で決済されることから、当該 帳簿価額を時価としておりま す。	(3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)
第3期(平成25年2月20日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	130,927,440
合計	130,927,440

第4期(平成26年2月20日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	5,134,380
合計	5,134,380

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第3期 (平成25年2月20日現在)		第4期 (平成26年2月20日現在)	
一口当たり純資産額	1.2615 円	一口当たり純資産額	1.2243 円
(一万口当たり純資産額)	12,615 円)	(一万口当たり純資産額)	12,243 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	1-Year JPY denominated Index Linked Note	273,000,000	359,470,020	
社債券 小計		273,000,000	359,470,020	
合計		273,000,000	359,470,020	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成26年3月31日

資産総額	357,838,761	円
負債総額	259,438	円
純資産総額 (-)	357,579,323	円
発行済数量	282,467,394	口
1口当たり純資産額 (/)	1.2659	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2014年3月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	19,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2009年6月30日に4億5,000万円の増資

2010年2月5日に4億5,000万円の減資

2013年3月18日に2億5,000万円の増資

2013年3月21日に6億円の減資

b. 委託会社等の機構（2014年3月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

- (2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2014年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	44	1,724
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	19	215
単位型公社債投資信託	12	211
合計	75	2,152

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第14期 (平成24年3月31日現在)		第15期 (平成25年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		768,307		1,084,312
前払費用			12,385		18,974
未収委託者報酬			655,853		570,278
未収運用受託報酬			226,054		166,393
未収投資助言報酬			48,828		38,295
未収収益			917,654		308,170
未収入金			2,508		2,201
立替金			5,241		21,529
未収消費税等			239		2,538
1年以内回収予定差入保証金			-		223,121
流動資産計			2,637,075		2,435,815
固定資産					
有形固定資産			141,257		130,599
建物	* 1	139,112		129,234	
器具備品	* 1	2,144		1,365	
無形固定資産			150,229		46,277
ソフトウェア		2,086		2,705	
のれん		148,142		43,571	
投資その他の資産			246,756		22,775
長期差入保証金		240,756		16,775	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			538,243		199,652
資産合計			3,175,319		2,635,467

期別		第14期 (平成24年3月31日現在)		第15期 (平成25年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			149,373		109,344
未払金			689,874		721,691
未払手数料		405,835		385,865	
未払委託調査費		205,562		146,915	
その他未払金		78,477		188,911	
未払費用			428,653		341,986
未払法人税等			10,967		3,800
賞与引当金			71,596		34,179
役員賞与引当金			10,474		22,763
1年以内返済予定預り敷金			-		217,532
保証金					
流動負債計			1,360,940		1,451,298
固定負債					
繰延税金負債			18,451		16,646
退職給付引当金			395,793		318,280
役員退職慰労引当金			144,529		148,011
預り敷金保証金			217,532		-
資産除去債務			52,153		52,926
固定負債計			828,460		535,865
負債合計			2,189,400		1,987,164
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		100,000
資本剰余金			1,915,644		1,385,918
資本準備金		7,777		257,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,128,140	
利益剰余金			1,379,726		837,614
利益準備金		75,500		-	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,455,226		837,614	
株主資本合計			985,918		648,303
純資産合計			985,918		648,303
負債・純資産合計			3,175,319		2,635,467

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,793,423		2,072,530
運用受託報酬			699,353		562,776
投資助言報酬			207,959		165,580
その他営業収益			1,449,701		980,569
営業収益計			5,150,437		3,781,457
営業費用					
支払手数料			1,445,192		1,088,005
広告宣伝費			20,624		8,938
調査費			617,991		490,950
調査研究費		77,156		64,091	
委託調査費		540,834		426,859	
委託計算費			212,834		179,782
営業雑経費			44,993		44,249
印刷費		39,336		38,362	
協会費		5,656		5,886	
営業費用計			2,341,635		1,811,927
一般管理費					
給料			1,417,023		1,305,048
役員報酬		74,558		95,198	
給料・手当		1,192,871		1,113,852	
賞与		149,592		95,997	
業務委託費			632,286		465,800
交際費			1,363		1,483
旅費交通費			47,975		34,076
事業税			17,590		-
租税公課			6,978		3,684
不動産賃借料			264,120		267,895
賞与引当金繰入額			71,595		24,417
役員賞与引当金繰入額			10,474		6,903
退職金			3,743		-
退職給付費用			82,846		98,950
役員退職慰労引当金繰入額			3,495		3,482
固定資産減価償却費			11,693		12,311
のれん償却費			104,571		104,571
諸経費			261,767		250,301
一般管理費計			2,937,526		2,578,927
営業利益又は営業損失()			128,724		609,397

期別		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息			8		2
雑益			4,427		11,573
営業外収益計			4,435		11,576
営業外費用					
支払利息	* 1		608		-
為替差損			68,898		51,697
株式交付費			-		1,750
雑損失			6,729		8,450
営業外費用計			76,235		61,897
経常利益又は経常損失（ ）			200,524		659,718
特別損失					
割増退職金			56,146		175,900
固定資産除却損			9,850		-
特別損失計			65,997		175,900
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（ ）			266,522		835,619
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		3,800 18,451	22,251	3,800 1,804	1,995
当期純利益又は当期純損失 （ ）			288,773		837,614

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第14期

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	-
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	-
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当期変動額	当期純損失 288,773
		当期変動額合計 288,773
	当期末残高	1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当期変動額	288,773
	当期末残高	1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	-
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918

第15期

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額	新株の発行	250,000
		減資	600,000
		当期変動額合計	350,000
	当期末残高		100,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額	新株の発行	250,000
		当期変動額合計	250,000
	当期末残高		257,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当期変動額	減資	600,000
		欠損填補	1,379,726
		当期変動額合計	779,726
	当期末残高		1,128,140
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当期変動額	新株の発行	250,000
		減資	600,000
		欠損填補	1,379,726
		当期変動額合計	529,726
	当期末残高		1,385,918
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額	利益準備金の取崩	75,500
		当期変動額合計	75,500
	当期末残高		-
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		1,455,226
	当期変動額	利益準備金の取崩	75,500
		欠損填補	1,379,726
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	617,611
	当期末残高		837,614
利益剰余金合計	当期首残高		1,379,726
	当期変動額	欠損填補	1,379,726
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	542,111
	当期末残高		837,614
株主資本合計	当期首残高		985,918
	当期変動額	新株の発行	500,000
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	337,614
	当期末残高		648,303
純資産合計	当期首残高		985,918
	当期変動額	新株の発行	500,000
		当期純損失	837,614
		当期変動額合計	337,614
	当期末残高		648,303

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3．繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6．その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 （平成24年3月31日現在）		第15期 （平成25年3月31日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
	建物 10,046千円		建物 19,926千円
	器具備品 6,476千円		器具備品 7,256千円
* 2	関係会社項目	* 2	関係会社項目
	預金 758,379千円		預金 1,006,192千円

（損益計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
* 1	関係会社取引項目		
	支払利息 162千円		-

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	-	-	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	10,000	-	19,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 10,000株は、平成25年3月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。	(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1年内 207,337千円	1年内 117,302千円
1年超 115,006千円	1年超 8,612千円
合 計 322,343千円	合 計 125,915千円
(貸主側)	(貸主側)
1年内 96,797千円	1年内 48,398千円
1年超 48,398千円	1年超 - 千円
合 計 145,196千円	合 計 48,398千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期
(平成24年3月31日現在)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	-
未収委託者報酬	655,853	655,853	-
未収運用受託報酬	226,054	226,054	-
未収投資助言報酬	48,828	48,828	-
未収収益	917,654	917,654	-
未収入金	2,508	2,508	-
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	-
未払委託調査費	205,562	205,562	-
その他未払金	78,477	78,477	-
未払費用	428,653	428,653	-
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	768,307	-	-	-
未収委託者報酬	655,853	-	-	-
未収運用受託報酬	226,054	-	-	-
未収投資助言報酬	48,828	-	-	-
未収収益	917,654	-	-	-
未収入金	2,508	-	-	-
長期差入保証金	-	240,756	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。1年以内回収予定差入保証金、1年以内返済予定預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。1年以内返済予定預り敷金保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期
(平成25年3月31日現在)

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,084,312	1,084,312	-
未収委託者報酬	570,278	570,278	-
未収運用受託報酬	166,393	166,393	-
未収投資助言報酬	38,295	38,295	-
未収収益	308,170	308,170	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,390,571	2,390,571	-
未払手数料	385,865	385,865	-
未払委託調査費	146,915	146,915	-
その他未払金	188,911	188,911	-
未払費用	341,986	341,986	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,281,210	1,281,210	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内回収予定差入保証金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,084,312	-	-	-
未収委託者報酬	570,278	-	-	-
未収運用受託報酬	166,393	-	-	-
未収投資助言報酬	38,295	-	-	-
未収収益	308,170	-	-	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	-	-	-

（有価証券関係）

第14期 （平成24年3月31日現在）	第15期 （平成25年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>395,793千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>395,793千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>82,846千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	395,793千円	(2) 退職給付引当金	395,793千円	勤務費用	82,846千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>318,280千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>98,950千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	318,280千円	(2) 退職給付引当金	318,280千円	勤務費用	98,950千円
(1) 退職給付債務	395,793千円												
(2) 退職給付引当金	395,793千円												
勤務費用	82,846千円												
(1) 退職給付債務	318,280千円												
(2) 退職給付引当金	318,280千円												
勤務費用	98,950千円												

（税効果会計関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 141,061	退職給付引当金 114,740
役員退職慰労引当金 51,510	役員退職慰労引当金 53,358
賞与引当金 31,195	賞与引当金 13,115
未払費用 144,621	未払金 50,321
税務上の営業権計上額 242,598	未払費用 131,183
その他 35,395	その他 38,624
繰越欠損金 1,926,432	繰越欠損金 2,482,725
繰延税金資産小計 2,572,811	繰延税金資産小計 2,884,066
評価性引当額 2,572,811	評価性引当額 2,884,066
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除 去費用 18,451	資産除去債務に対応する除 去費用 16,646
繰延税金資産(負債)の純額 18,451	繰延税金資産(負債)の純額 16,646
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日														
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの														
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">51,707千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">445千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,153千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	- 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,153千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">772千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,926千円</u></td> </tr> </table>	期首残高	52,153千円	時の経過による調整額	772千円	期末残高	<u>52,926千円</u>
期首残高	- 千円														
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円														
時の経過による調整額	445千円														
期末残高	<u>52,153千円</u>														
期首残高	52,153千円														
時の経過による調整額	772千円														
期末残高	<u>52,926千円</u>														

（セグメント情報等）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日					
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
（関連情報）					
1．製品及びサービスごとの情報					（単位：千円）
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業 収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437	
2．地域ごとの情報					
(1) 営業収益					（単位：千円）
日本	ルクセンブルク	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。					
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
3．主要な顧客ごとの情報					（単位：千円）
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名		
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド（株式型）	677,917		なし		
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ルクセンブ ルク SA	610,479		なし		
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					

第15期				
自 平成24年 4月 1日				
至 平成25年 3月31日				
(セグメント情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,072,530	728,356	980,569	3,781,457
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,615,789	481,598	304,910	379,158	3,781,457
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド(株式型)	457,776		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・オランダ NV	481,598		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)				
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(関連当事者関係)

第14期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	パリ、フランス共和国	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1) 資金の返済(注1)	- 300,000	預金	758,379

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクS A	ルクセンブルク、ルクセンブルク大 公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入 その他営業収益の受入 業務委託費の支払	21,320 589,158 757	未収運用受託報酬 未収収益 未払費用	27,448 614,677 35
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・オランダNV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	424,524	未収収益	212,761
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントブラジルLTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	221,070	未払委託調査費	75,265
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントS A S	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払	187,096 131,616	未収投資助言報酬 未払費用	43,169 34,257
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギーS A	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	308,485	未払費用	76,203
親会社の子会社	フォシェ・パートナーズ マネジメント LTD	英国	20百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	184,182	未収収益	34,060

親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区	1,020億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入 不動産賃貸料の支払	217,532 140,368	預り敷金保証金	217,532
---------	--------------	---------	---------	----------	----	------------	--------------------	--------------------	---------	---------

第15期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ SA	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注2）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・オランダ NV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	481,598	未収収益	95,678
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク SA	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	272,062	未収収益	145,719
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメント ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	138,444	未払委託調査費	49,638
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメント SAS	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払 支払手数料の支払	161,461 114,267 38,746	未収投資助言報酬 未払費用 未払手数料	37,452 67,134 40,960
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギー SA	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	181,299	未払費用	104,482

親会社 の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代田区	1,020 億円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契 約の締結	敷金 の受入	-	1年以内 返済予定 預り敷 金保証金	217,532
-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	----	----------------	-----------	---	-----------------------------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(注2) 当社の行った株主割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。
(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
(注4) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
・ 1株当たり純資産	109,546円	・ 1株当たり純資産	34,121円
・ 1株当たり当期純損失	32,085円	・ 1株当たり当期純損失	89,264円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	288,773千円	当期純損失	837,614千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	288,773千円	普通株式に係る当期純損失	837,614千円
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,383株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			628,818
前払費用			30,990
未収委託者報酬			455,104
未収運用受託報酬			168,521
未収投資助言報酬			121,370
未収収益			417,155
未収入金			231,183
立替金			7,316
その他			1,942
流動資産計			2,062,404
固定資産			
有形固定資産			142,061
建物	* 1	139,861	
器具備品	* 1	2,200	
無形固定資産			2,179
ソフトウェア		2,179	
投資その他の資産			21,545
長期差入保証金		15,545	
その他		6,000	
固定資産計			165,787
資産合計			2,228,191

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			39,527
未払金			770,141
未払手数料		249,699	
未払委託調査費		242,330	
その他未払金		278,112	
未払費用			334,109
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		10,517
賞与引当金			71,613
役員賞与引当金			28,400
流動負債計			1,256,209
固定負債			
繰延税金負債			13,391
退職給付引当金			305,992
役員退職慰労引当金			149,461
資産除去債務			42,996
固定負債計			511,842
負債合計			1,768,051
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			548,303
資本準備金		257,777	
その他資本剰余金		290,526	
利益剰余金			188,163
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		188,163	
株主資本合計			460,139
純資産合計			460,139
負債・純資産合計			2,228,191

(2) 中間損益計算書

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日			
		科目	注記 番号	内訳	金額
				千円	千円
営業収益					
委託者報酬					1,109,596
運用受託報酬					266,621
投資助言報酬					84,899
その他営業収益					469,889
営業収益計					1,931,006
営業費用					
支払手数料					479,605
広告宣伝費					1,803
調査費					336,351
調査研究費			32,844		
委託調査費			303,507		
委託計算費					69,245
営業雑経費					26,647
印刷費			24,468		
協会費			2,179		
営業費用計					913,652
一般管理費					
給料					508,705
役員報酬			49,348		
給料・手当			459,357		
業務委託費					291,505
交際費					1,216
旅費交通費					11,758
租税公課					777
不動産賃借料					118,940
賞与引当金繰入額					54,464
役員賞与引当金繰入額					8,676
退職給付費用					39,578
役員退職慰労引当金繰入額					1,450
固定資産減価償却費	* 1				6,865
のれん償却費					43,571
諸経費					83,152
一般管理費計					1,170,662
営業損失					153,307

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			5,130
雑益			8,616
営業外収益計			13,748
営業外費用			
雑損失			12,309
営業外費用計			12,309
経常損失			151,869
特別損失			
割増退職金			37,649
特別損失計			37,649
税引前中間純損失			189,519
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		3,255	1,355
中間純損失			188,163

(3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	100,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	100,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	257,777
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	257,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,128,140
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	290,526
資本剰余金合計	当期首残高	1,385,918
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	548,303
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
利益剰余金合計	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
株主資本合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 188,163
	当中間期末残高	460,139
純資産合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	188,163
	当中間期末残高	460,139

重要な会計方針

第16期中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第16期中間会計期末 (平成25年9月30日現在)					
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。				
	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>24,419千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>7,578千円</td> </tr> </table>	建物	24,419千円	器具備品	7,578千円
建物	24,419千円				
器具備品	7,578千円				
* 2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日					
* 1	減価償却実施額				
	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>6,339千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>526千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	6,339千円	無形固定資産	526千円
有形固定資産	6,339千円				
無形固定資産	526千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	-	-	19,000
2. 配当に関する事項		該当事項はありません。		

(リース取引関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
1.	ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
2.	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)
	1年内 5,741 千円
	1年超 5,741 千円
	合計 11,483 千円

(金融商品関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科 目	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	628,818	628,818	-
未収委託者報酬	455,104	455,104	-
未収運用受託報酬	168,521	168,521	-
未収投資助言報酬	121,370	121,370	-
未収収益	417,155	417,155	-
未収入金	231,183	231,183	-
資産計	2,022,154	2,022,154	-
未払手数料	249,699	249,699	-
未払委託調査費	242,330	242,330	-
その他未払金	278,112	278,112	-
未払費用	334,109	334,109	-
負債計	1,104,250	1,104,250	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未収入金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5)その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

(有価証券関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
重要性が低いため記載を省略しております。	

(デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
該当事項はありません。	

（資産除去債務関係）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	52,926千円
時の経過による調整額	315千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>10,244千円</u>
当中間会計期間末残高	42,996千円

（セグメント情報等）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1. 製品及びサービスごとの情報				
（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,109,596	351,521	469,889	1,931,006
2. 地域ごとの情報				
(1)営業収益				
（単位：千円）				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,349,971	259,413	155,276	166,345	1,931,006
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				
（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	198,635	なし		
BNPパリバ・トルコ株式ファンド（適格機関投資家専用）	153,135	なし		
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・オランダNV	259,413	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第16期中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
1株当たり純資産額	24,217円
1株当たり中間純損失	9,903円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	188,163千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	188,163千円
期中平均株式数	普通株式 19,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2013年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2013年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2013年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・ 委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月2日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）の平成25年2月21日から平成26年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）の平成26年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成25年2月20日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年4月11日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。